

大山崎町バリアフリー協議会第1回会議要旨

○ 日 時：平成19年9月27日（木） 15：30～17時30分

○ 場 所：大山崎ふるさとセンター3階ホール

○ 出席者

（委員）飯田克弘会長、阪本広副会長、森田肇、小泉興洋、並川正和、蔦谷重直、尾崎光年、小西和子、中野史子、石田易司、春名幸一（代理：栗林賢一）、中川元宏（代理：神谷昌平）、上床隆司、笠松俊夫、羽田哲也、中野隆文、岡本良行（代理：沢田）、杉本明子、勝瀬光裕、山田繁雄、塚本浩司、高田正治各委員

（オブザーバー）下畑賢治、平山哲男

（事務局）矢野雅之、蛸原淳、中村茂樹

○ 会議次第

1. 開会

2. 委員委嘱書の交付

真鍋宗平大山崎町長より各委員に委嘱書を交付した。

3. 大山崎町長あいさつ

要旨「バリアフリー施策に関しましては、国の法体系の整備を受けて、私ども大山崎町としましても、今後も急速に高齢化が進展する中においては、また、障害のある人が障害を持たない人と同じように社会に参加できる「ノーマライゼーション」の理念の実現を図るためには、あらゆる面でのバリアフリー化を進めることは、もはや不可欠なことであるとの認識のもと、今般、「バリアフリー新法」に基づいて、この大山崎町バリアフリー協議会を設置することといたしました。とはいえ、この大山崎町に関しましては、もともとが非常にコンパクトな歴史的な街並みの上に多様な機能が展開されている町であり、バリアフリー化をすることがたいへん困難な都市構造を抱えていることも事実ではないかと考えております。また、そうした中でハード面でのバリアフリー化を促進するということは財政的な負担を伴うものでありますので、現状の大山崎町の財政状況を勘案いたしますと、一足飛びに皆様方のご提案やご要望に直ちにお応えをするということが難しいということも、一方ではあろうかと存じております。

そうした諸条件の制約がある中におきましては、単にハード整備に留まるのではなく、ゆずり合いや相互扶助といった、ソフト面でのバリアフリー化、いわば「心のバリアフリー化」を進めることも、今の時代に求められている非常に重要な観点ではないかと存じます。

委員の皆さん方には、こうした時代背景のもと、今後2年間、大山崎町におけるバリアフリーに関する基本構想の策定についてのご検討はもとより、その後の各事業等の進行管理も含めまして、職務にご精励いただくこととなりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。」

4. 委員及びオブザーバー紹介

各委員及びオブザーバーが自己紹介を行った。

5. 事務局の紹介

事務局がそれぞれ自己紹介を行った。

6. 議 題

(1) 会長の選任について

互選により飯田克弘委員を会長に選任した。

(2) 副会長の指名について

飯田会長から阪本広委員を指名した。

(3) 会議の運営について

ア 会議の公開について

【事務局により会議の公開について説明】

(会長)

会議は原則公開したいとの申し出が事務局よりあった。私としても公開をしていきたいと考えているが異議があればお伺いしたい。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

異議なしとの声を頂いたので、会議は公開としたい。

イ 会議録の作成・公表、委員名簿の公表について

(会長)

委員名簿の公開について異議があればお伺いしたい。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

異議なしとの声を頂いたので、委員名簿は公開としたい。

(会長)

次に会議録の作成方法について議論したい。会議録に実名を記載せず、発言者は委員と事務局といった表記の仕方とし、自由闊達な発言を期待したいと考えているが、この方法以外のご提案があればお伺いしたい。

(委員)

会議録の記録は実名入りとし、公表するものについては実名を記載しないといった案を提案したい。

(会長)

今ご提案いただいた方法であれば、発言者の記録も明確に残り、かつ実名が公表されず、活発な意見が妨げられることもないと考えられるため、委員の案を採用したいが異議があればお伺いしたい。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

異議なしとの声を頂いたので、会議録は、内部記録用に発言者の氏名を記載し、公表には発言者の実名を記載しないものとする。

(会長)

次に、報道の取材・傍聴については、許可したいと考えているが、異議があればお伺いしたい。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

異議なしとの声を頂いたので取材・傍聴を許可したい。

【報道関係者入室】

(4) バリアフリー新法及び基本構想について（資料－１）

【事務局により資料－１について説明】

(会長)

説明のあった資料－１「バリアフリー新法及び基本構想について」ご質問いただきたい。事業者の方はすでに新法のことなどご存知と思われるが、難しい内容であるので、他の方々に質問以外にも単に聞いておきたいことなどあればお願いしたい。

(委員)

ハートビル法の説明の中で、特別特定建築物と特定建築物という表現が使われている。また、京都府福祉のまちづくり条例においても特定まちづくり施設、まちづくり施設といった表現が見られる。法律等により表現の差が見られるものの、特別特定建築物と特定建築物といった表現は法律が異なっても同義であると解釈してよいのか。

(事務局)

ハートビル法と交通バリアフリー法は、バリアフリー新法の施行に伴って廃止となっている。しかし、バリアフリー新法で用いられる用語の多くはハートビル法と交通バリアフリー

法から引き継がれたもので、新法の用語の理解を深めるためにお示しさせていただいた。

ご質問のあった特別特定建築物と特定建築物の違いについてご説明しますと、特別特定建築物とは、不特定多数の人や主に高齢者、障害者等が日常的によく利用する建築物となっている。一方、特定建築物とは学校や共同住宅のように特定された人々が利用する施設でも、多数の人が利用する建築物であれば該当する。

(会長)

お答えいただいた、特別特定建築物と特定建築物の関係だけでなく、京都府の福祉のまちづくり条例との関係はどのようなものか。

(事務局)

京都府福祉のまちづくり条例では、バリアフリー化の対象が特定まちづくり施設とまちづくり施設となる。特定まちづくり施設は、ハートビル法という特定建築物のほか、道路や公園等を含んだ広い概念である。

(会長)

旧法と新法への過渡期であり、理解が非常に難しいところは多々あるが、事務局の説明の中で特に重要な点についてまとめておきたい。まず、P5で主務大臣の定める基本方針のところで「3、基本構想の指針」に示されている4点が基本構想を立てていくうえでのポイントとなる。このうち、特に重要な点は、生活関連施設、生活関連経路に関する事項で、今回の基本構想でこれらを定めることにより、既にある建築物や道路のバリアフリー化を進めていくこととなる。このような生活関連施設と生活関連経路を含む地区は重点整備地区とされ、重点的一体的にバリアフリー化が促進される地区となる。さらに、これらを選定していくうえで非常に重要なことは、高齢者、障害者等による提案及び意見の反映をしながら計画を進めていく必要があるということである。高齢者、障害者等のご意見を伺い、どのような施設及び施設を結ぶ経路についてバリアフリー化を図っていくかを決め、基本構想を定めていく。

まとめてご説明しているので、不足するところもあるが、みなさんの理解が深まるよう、その都度で要点をとりまとめながら先に進めていきたいと思う。

次に、P7に重点整備地区の要件がまとめられているが、重点整備地区を指定していくには、様々な要件を満たしていく必要があり、大山崎町の中でこれらの条件を満たしているところはどこなのかを探っていく必要がある。そのためにも、今回の資料－2「バリアフリーに関する統計データ及び上位関連計画の整理」の資料で町の特徴を把握しておく必要がある。

また、総合計画や障害者計画等のバリアフリーに関わる計画について整理しておくことも重要である。

(5) バリアフリーに関する統計データ及び上位関連計画の整理（資料－2）

【事務局により資料－2について説明】

(会長)

バリアフリー基本構想を立てていくうえで、基本構想だけが独走しないよう、従来からある大山崎町の計画と調整を図っていくことが重要であるための資料となっている。

P11は大山崎町障害者計画でよかったのか。障害福祉計画ではないのか。

(委員)

大山崎町では、障害者基本計画が定められていたところに、障害福祉計画を策定することとなり、二つをあわせた計画として、「大山崎町障害者計画」が策定された。計画の名称は間違いない。

(6) 今後のスケジュールについて（資料－3）

【事務局により資料－3について説明】

(副会長)

町民懇話会が三回行われることとなっているのだが、どのような内容で行われるのかわかっているとお尋ねしたい。

(事務局)

最初の町民懇話会は、広く町民に公募し、参加していただいた町民の方々に町のバリアフリーの現状を把握していただくことが目的である。2回目はそれらの結果をとりまとめ、参加していただいた方々にお伝えすることとなる。

(副会長)

三回実施するということは、大山崎、円明寺、下植野と各地区で実施するものと解釈してよいのか。

(事務局)

タウンウォッチングを実施する場所については、第2回協議会でお示しする重点整備地区（案）において実施することとなる。重点整備地区（案）内におけるバリアフリー上の問題点を点検するのが主旨であり、タウンウォッチングで出された課題について、その後の懇話会で意見交換を行う予定である。

(副会長)

第2回協議会の予定がわかれば公表していただきたい。

(事務局)

本日の協議会も事務局で勝手ながら設定させていただき恐縮の限りであるが、委員25名とオブザーバー2名の27名と大人数となっており、全員の調整を図ることは不可能と考えている。次回の予定についても、勝手ながら11月29日（木）の午前中を希望させていただければと思う。

(会長)

私がこのスケジュールで気になるのは、事業者協議のタイミングが遅い点である。基本構想を立てて、施設を整備していくこととなると、例えば、旅客施設の整備であれば補助制度などもあるのだが、事業者も整備費を負担することとなる。そのため、非常に慎重な協議が予想されるため事務局が今回示している案では遅いと感じるのだが、どのようなお考えなのかおうかがいしたい。

(事務局)

バリアフリー基本構想は、「基本構想」との名称になっているものの、後に事業計画を定めていく実施計画的な役割も果たす。そのため、重点整備地区における方針を定めていく際には関係する施設設置管理者とも密に調整を図らせていただく必要があると理解しており、できるだけ早い段階で進めていきたいと考えている。

(会長)

このスケジュールに示されている事業者協議はどのような意味合いなのか。

(事務局)

事前協議と最終的な確認について記入している。

(7) アンケート案について (資料-4)

【事務局により資料-4について説明】

(会長)

事務局より、スケジュールの都合上、アンケートを10月中旬に配布したいとの案を頂いている。内容については、1ページ目は高齢者、障害者等問わず個人の属性について質問しているが、2ページ目で所持する手帳の有無や程度を質問しているなど、アンケートにより異なる種類となっている。青が高齢者用、うぐいす色が身体障害者のアンケートなどになっており、それぞれの立場からわかりにくい表現や好ましくない表現などあればご指摘いただきたい。また、事業者の方々からは、各施設に対する問いの部分で、不十分な点がないか、また、避けたほうがよい質問事項ないかなど検討していただきたい。もし、この場で修正に関するご意見をいただけるのであれば、ご意見を反映していくことを検討していきたいといえますし、時間の都合上ご意見いただくのが難しいようであれば、後日事務局に意見を申し出ていただき修正の反映を検討したいと思う。

(委員)

高齢者は合計3,008人、障害者は身体障害者643人、知的障害者91人、精神障害者39人であることから、合計値は773人であるにもかかわらず700人と示しているのは、重複障害者の対象を除外しているなどの理由があるのか。

(事務局)

事務局の合計値の入力ミスである。障害者計が773人、高齢者・障害者計が3,781となる。

(委員)

障害者といっても、車椅子に乗っている人、視覚障害のある人とそれぞれの身体状況や障害の程度などが多種多様である。抽出の際には障害ごとに分けて抽出するのか。

(事務局)

抽出は所管部署で行ってもらうこととなるが、現段階で具体的な抽出方法まで確定できていない。今後、所管部署と相談しながら抽出方法について検討していきたい。

(委員)

もう一点、住民に対するアンケートとして町の高齢者、障害者等を対象にアンケートを実

施するわけだが、この町の性格を考えると、ハイキングや観光などで訪れる住民以外の人々のニーズも把握しておくことが重要ではないか。

(事務局)

来街者を対象にすることは考えていなかったの、検討していきたい。

(委員)

問2で地区に関する設問があるが、配布も地区の人数構成に合わせた抽出を行うのか。それとも、町域全域からランダムに抽出するだけなのか。

(事務局)

現在のところ町全域の対象者から無作為に抽出することを考えている。

(会長)

抽出方法には何通りかあるが、地区別の人口比率に応じた人数をランダムに抽出するという方法が考えられる。公平性を保てるよう抽出しなければ、後々になって出戻りになることが考えられる。できるだけ偏りのない調査ができるようお願いしたい。

(委員)

有効回答数が555票というのは少ないように感じる。また、回答者が高齢者や障害者であることを考慮すると、このアンケートの見易さなどにも配慮する必要があり、もっと見やすいアンケートとしなければ回答率が低くなる懸念される。

(会長)

アンケート票の表紙及び問7の文字が詰まっております見にくい印象がある。中の票については、今まで行ってきたアンケート票でも同程度の文字の大きさであり、回答してもらえと思われる。

(委員)

知的障害者のアンケートについて、アンケートP1の回答者についての注意書きが記載されているが、最初から知的障害者の親御さんが回答するものと決めた表現は良くない。

(会長)

具体的にどのような表現とすることがよいのかご提案いただけるとありがたい。

(委員)

例えば、「本人による記入が困難な場合は恐れ入りますがご家族の方のご協力をお願いいたします」といったことで、本人の意思を尊重して回答できるような問い方をする方がよいと思う。

(会長)

基本的にご本人に回答をお願いするものとし、回答が困難な場合はご家族の協力を得て回答していただきたいといった趣旨の表現に改めたい。

(委員)

ルビを振るなどし、本人のやる気を引き出せるようなアンケート作成が望まれる。また、難しい提案かもしれないが、点字のアンケートも何部か用意できれば良いと思う。

(事務局)

回答者の抽出方法やルビを振るかなどについては、すでに障害者計画等で実施されたアンケートを参考として検討したい。点字のアンケートが準備可能か検討したい。

また、知的障害者のアンケートに関してだが、精神障害者で重複して障害をお持ちの方がいらっしゃるの、「本人もしくは、代わりの方がお答えください」とお尋ねしている関係上、知的障害者もこれに従いたい。

(会長)

その他アンケートに関する意見も出てくるかと思われるので、ご意見等ある場合は事務局へ連絡いただきたい。今後は、アンケート準備等の都合上、基本的に事務局と会長により、いただいた意見を反映したアンケートを作成していきたい。どうしても委員の方々にお謀りいただくべき修正が出た場合に資料の発送をさせていただくということでご了承いただきたい。

8. その他

(事務局)

次回の会議日程は、11月29日(木)とさせていただき、正式な文書にてお知らせさせていただきます。

また、アンケートのご意見については、10月3日(水)までにお返しいただくようお願いしたい。

(委員)

最後に二点だけ意見を述べたい。

「会議録の公表を速やかに行う」という説明があったが、次の会議までに公表するとすれば、どの様に書かれたかを知らない状態で公表することになる。できれば、第一回目の会議録については、二回目の会議の冒頭で確認をする作業を行いたいし、それまでに公表するのであれば、協議会で確認していないものであると、注釈を加えていただきたい。

もう一点は今日の反省を踏まえて、事前に資料配布をお願いしたい。

(会長)

資料に関しては、ものによっては間に合わないものもあるが、原則は事前に配布する。

会議録は、その方向で調整したい。 それでは、これにて本日の会議を閉会する。